

対象者や補助上限額、対象経費を拡充しました！

# 結婚新生活を応援します

市独自の補助金の  
上乗せ制度があります

若い方の結婚に伴う新生活を応援するため、1世帯あたり40万円を限度（1世帯1回のみ）に住宅取得・賃借、引っ越し費用、家具・家電購入費用を補助します。

今年度は市独自の制度の上限額を5万円から10万円に増額し、国の制度の対象とならない経費の一部に加えて、新居への引っ越しを機に市内の店舗で購入した家具・家電の費用を補助します。

## 対象となる世帯

【次の①～⑥（住宅取得または賃借の場合は①～⑨）をすべて満たしていること】

①婚姻日が、令和3年1月1日から令和4年3月31日

②【拡充】婚姻日の夫婦それぞれの年齢が39歳以下  
＊婚姻後に転入した場合は、転入日の年齢が39歳  
以下であること

③申請時に夫婦ともに日立市内の新居（同一世帯）に  
住民登録をしている

④市税などの滞納をしていない

⑤【拡充】夫婦の所得の合算額が400万円未満（世  
帯年収が約540万円未満）

■婚姻日が令和3年5月31日以前の場合は令和元  
年中の所得、令和3年6月1日から令和4年3月  
31日の場合は令和2年中の所得

＊所得とは、1年間の収入金額から必要経費を差し  
引いた金額

(例) 夫または妻のみが就労しており、給与収入が  
約540万円未満の場合、所得が400万円未満に  
なります。

\*婚姻を機に離職し申請時に就労していない場合や  
貸与型奨学金の返済をしている場合は、算出の方  
法が異なります。詳細は問い合わせてください。

⑥夫婦いずれも結婚新生活支援事業による補助（他市  
区町村での補助を含む）を受けていない

⑦住宅取得の場合は、住宅の名義人が夫婦のいずれか  
である

⑧住宅賃借の場合は、住宅の契約者が夫婦のいずれか  
である

⑨他の公的制度による家賃補助、住宅取得補助などを  
受けていない



## 補助対象経費

令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に契約が成立し、支払いをした次の費用

### ①住宅取得費用

\*土地代、光熱費、設備購入費、登記に要する費用、  
旧住宅の解体費用などは除く。

②【拡充】住宅賃借の際の費用（賃料、敷金、礼金、  
共益費、仲介手数料など）＊今年度から毎月の賃料、  
共益費も対象になります。

\*勤務先から住宅手当が支給されている場合は、そ  
の支給額を除く。

\*市独自の補助対象「居室のクリーニング費用、鍵  
の交換費用、駐車場代（賃貸契約書に記載のある  
1台目に限る）」

③新居に引っ越しをした際に、引っ越し業者へ支払っ  
た費用

\*不用品の処分費用や自らレンタカーなどにより  
引っ越しをした際の費用は除く。

④【新規】婚姻後の生活のために市内店舗で家具・家  
電などを購入した費用（上記①～③のいずれかの補  
助を受ける場合に限る）

\*市外の店舗、通信販売、ネットショップなどでの  
購入、保証料、設置費、処分費などは除く。

## 必要書類

世帯の状況や補助の対象によって必要書類が異なり  
ますので、詳細は問い合わせてください。

## 申し込み

来年3月11日(金)までに、申請書（子育て支援課に  
あるほか、市のホームページからもダウンロードでき  
ます）に必要書類を添えて直接、子育て支援課 内線  
282へ

\*必ず事前に子育て支援課に相談の上、申請してくだ  
さい。相談の際は、「同意に関する申立書」を提出し  
ていただくと対象要件の一部が確認できます。

お気軽にご相談ください！

## 子ども家庭総合支援拠点をご利用ください

市では、4月から子育て支援課家庭児童相談室内に「子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。

支援拠点では、市内のお子さんとそのご家族および妊産婦からの相談に対し、専門的な相談対応や訪問などによる継続的な支援を行います。また、児童虐待についても、予防・早期発見のためにお子さんの視点に立って対応します。

妊産婦からの相談には、保健センターに開設している「子育て世代包括支援センター(すこやか ひたち)」と連携し、細やかな切れ目のない支援を行います。

**相談時間** 平日 午前8時30分～午後5時15分  
**ところ** 市役所1階 子育て支援課家庭児童相談室内

相談内容の例 ～こんなときは、ぜひご相談を！～

子育てがつらい、育児にストレスを感じている、子どもを叩いてしまいそう、出産時の経済的不安がある、近所から子どもの泣き声が聞こえるなど



**問合せ** 子育て支援課 内線394

今年度も引き続き無料で利用できます！

## 産前・産後ママサポートをご活用ください

妊娠中または出産後の方で、日中に頼れる親族などがいない方を対象に、自宅にヘルパーを派遣し、家事や育児をサポートしています。

**利用できる方** 市に住民登録があり、日中に頼れる親族などがおらず、家事または育児の支援を必要とする、次のいずれかに該当する方

- 母子健康手帳の交付を受けた妊婦
- 出産日から1年未満の産婦など

**利用できる期間** 利用決定を受けた日からお子さんが1歳になる前日まで

### サポートの内容

#### 【家事に関するこ】

- 食事の準備、後片付け ■衣類などの洗濯 ■居室などの掃除及び整理整頓 ■生活必需品の買い物
- その他、必要な家事支援

#### 【育児に関するこ】

- 調乳の準備、後片付け ■沐浴の準備、後片付け
- その他、必要な育児支援(沐浴介助、おむつ替えなど)

**利用回数** 1日につき1回、1時間30分以内、産前・産後で20回を限度とします。なお、多胎児の場合は、40回を限度とします。



**利用できる曜日・時間** 平日 午前8時30分～午後5時30分

**料金** 無料 \*ただし、買い物のときの交通費などの実費負担をお願いすることがあります。

**申し込み** 利用申請書（子育て支援課にあるほか、市のホームページからダウンロードできます。）に出生（予定）日の確認できる書類の写し（母子健康手帳など）を添えて子育て支援課に提出してください。

**問合せ** 子育て支援課 内線478